

事務連絡

平成21年7月2日

入国者収容所入国管理センター首席入国警備官 殿
地方入国管理局首席入国警備官 殿
地方入国管理局支局首席入国警備官 殿

法務省入国管理局

警備課補佐官 磯部 哲郎

被収容者の確実な病状把握及び体調不良を訴える者への適切な対応について
本年6月29日付けの各新聞報道等によれば、十二指腸潰瘍に罹患していた刑事施設収容中の男性受刑者が激しい腹痛を訴えたにも関わらず、刑務官が同受刑者に医師の診察を受けさせず、常備薬（胃薬）を投与しただけで十分に容体を確認せずに放置し、もって、潰瘍に伴う急性腹膜炎により死亡させたとして、当該刑務官らが業務上過失致死の疑いにより書類送検されるという事案が発生しました。

当局収容施設においても、刑事施設同様、被収容者の健康管理に責任を負う立場にあり、同種事案の発生の未然防止に努める必要があります。

については、適宜、看守勤務者に対し、医療関係者等を講師として医療に関する基本的知識を習得することを目的とする研修を受けさせる機会を設けることなどを検討するほか、下記について、部下職員に対する指導を徹底願います。

記

- 1 当局が摘発又は出頭申告等により収容する被収容者については、入所時において、同人の健康状態（既往症を含む。）を十分に確認することとし、過去に通院歴があるものの具体的な病名等が不明な場合は、通院先の医療機関に照会するなどして、病状等を把握するように努めること。
- 2 警察又は刑事施設等からの身柄引取により収容する被収容者については、身柄引取先から、事前に健康状態（既往症を含む。）に関する引継ぎを確実に受けた上、病状等を把握するように努めること。
- 3 当局収容中の被収容者が体調不良を訴える場合には、その申立ての内容を十分に聴取するとともに、備え付けの自動血圧測定器などの検査器具により身体状況を的確に把握した上、看守勤務者が自らの判断のみで措置することなく、看守責任者や統括入国警備官が状況を把握し、上記1又は2の事情をも考慮の上、然るべく医師の診察を受けさせるなど適切に対応できる体制を執ること。